

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の四第十二号及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二第二号の規定に基づき、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備に係る識別符号を管理する者を次のとおり定める。

平成二十四年 月 日

総務大臣 川端 達夫

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター